

長野県小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校教員採用選考における障がいのある人を対象とした教員選考「大学推薦選考」実施要項

長野県教育委員会

1 趣旨

この要項は、令和9年度長野県小・中・義務・特別支援学校教員採用選考において、障がいのある者で、大学等からの推薦を受けた者を対象とする大学推薦選考を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 推薦の対象となる校種・教員の種別

小学校教諭、中学校教諭（全教科）、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭

3 推薦することができる大学

小学校教諭普通免許状、中学校教諭普通免許状、特別支援学校教諭普通免許状（視覚・聴覚・知的・肢体不自由・病弱の5領域のいずれかに限る）又は、養護教諭普通免許状、栄養教諭免許状取得のための課程認可を受けている大学、大学院又は教職大学院。

（注：令和9年度長野県小・中・義務・特別支援学校教員採用選考においては、条件を満たしていれば、どの大学でも推薦することができます。）

4 推薦基準

以下の(1)から(5)までのすべての要件を満たす者のうち、大学等が推薦する者

- (1) 長野県の教員となることを強く希望し、長野県教育委員会が求める教師像にふさわしい資質と能力を有する者
- (2) 令和9年（2027年）3月31日までに大学等を卒業見込み又は修了見込みであり、該当する普通免許状を取得済み、又は令和9年（2027年）3月31日までに取得見込みの者
- (3) 昭和42年4月2日以降に生まれた者
- (4) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項に該当しない者
- (5) 「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「療育手帳」のいずれかの交付を受けている者。
- (6) 手帳の有効期限が出願時、一次選考日及び二次選考日、採用時においてそれぞれ有効であること。
- (7) 大学推薦選考は、在学する大学の推薦を受けた者で令和9年3月に卒業見込又は大学院修了見込の者。推薦の対象となる教員の種別は、小学校教諭、中学校教諭（全教科）、特別支援学校教諭、小・中学校養護教諭、栄養教諭です。

5 推薦人数

特に定めない

6 推薦手続き

- (1) 志願における提出書類

大学等が作成する書類：推薦書（様式2）

(2) 出願方法

ア 大学等は、推薦する者全員にかかる(1)の書類をとりまとめ、令和8年(2026年)4月13日(月)から5月7日(木)までに長野県教育委員会事務局義務教育課へ提出する(郵送又は持参。郵送の場合は5月7日の消印有効)。

また、推薦希望者に対して推薦の可否を出願に間に合うように伝える。

イ 被推薦者は、大学等から推薦の対象となったことを確認後、「ながの電子申請サービス」を用いた電子申請により、選考区分「一般選考」の信州3S選考 スキルアップ選考②(SK②)「大学推薦」、「障がいのある人を対象とした教員選考」で出願する。

7 選考内容及び結果の通知

(1) 一次選考

ア 書類審査

イ 筆記試験

・専門教科(二次選考の際に参考とする。小学校教諭志願者は全教科。)

ウ 適性検査(オンライン適性検査を含む)

(2) 二次選考 一般受験者と同じ日程・内容で実施する。

ア 個人面接(模擬授業等を含む。)

イ 実技

・音楽(中学校教諭志願者のうち音楽志願者)

・体育(中学校教諭志願者のうち保健体育志願者)

・英語(中学校教諭志願者のうち英語志願者)

※受験にあたっては、受験者からの申し出をもとに障がいの種類や程度に応じて、文字・用紙の拡大、手話通訳によるコミュニケーション、試験時間の延長、試験会場・座席の配慮、実技試験の一部免除等、必要な配慮に努めます。

(3) 選考結果

一次選考の結果は7月中旬、二次選考の結果は8月下旬に本人及び大学等に通知する。なお、通知の発送と同日に、合格者の受験番号を長野県教育委員会のホームページに掲載する。

8 その他

(1) この要項の実施に必要な推薦書等の様式については、別に定める。

(2) 「大学推薦選考」は当県を第一希望としている者について、一次選考の「教職教養」「一次個人面接」を免除するものであり、採用選考の合格を確約するものではない。

(3) 小学校・中学校教員選考における併願制度の対象となる。